

四国地方整備局同時発表

平成30年7月
豪雨関連平成30年11月16日
水管理・国土保全局 河川環境課

のむら かのがわ
第4回 「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる
情報提供等に関する検証等の場」を開催
～検証等の場のとりまとめ（案）について議論します～

第4回検証等の場を11月22日（木）に開催し、これまでの3回にわたる議論を踏まえた「検証等の場」のとりまとめ（案）について議論します。

平成30年7月豪雨では、これまでに経験のない異常な豪雨により^{ひじかわ}肱川水系において甚大な被害が発生しました。四国地方整備局は、平成30年7月豪雨を受け、本検証等の場を7月19日に設置し、学識者および地元自治体等とともに「より有効な情報提供や住民への周知のあり方」及び「より効果的なダム操作について技術的考察」について議論を行ってまいりました。

<第4回検証等の場>

日 時：平成30年11月22日（木）10:00～12:00

場 所：大洲市立風の博物館 2階多目的ホール
よこばやし
(愛媛県大洲市肱川町予子 林 99番地1)

内 容：(1) より有効な情報提供や住民への周知のあり方のとりまとめ（案）
(2) より効果的なダム操作についての技術的考察のとりまとめ（案）

委 員：別紙-1

そ の 他：検証等の場は公開にて行います。

取材、傍聴については、それぞれ別紙-2、別紙-3をご参照ください。

前回の資料等については、四国地方整備局HPに掲載しております。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyounoba/kensyounoba.html>

<<問い合わせ先>>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室

企画専門官 空閑 健（内線：35472）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449 FAX:03(5253)1603

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管理課

課長 渡邊 健二（内線：3751）

直通：(087)-811-8320

※取材、傍聴については、四国地方整備局へ問い合わせください。

野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場

委員

学識者

氏 名	所 属	分 野
鈴木 幸一 すずき こういち	愛媛大学 名誉教授	河川工学
森脇 亮 もりわき りょう	愛媛大学大学院理工学研究科 教授 愛媛大学防災情報研究センター	水文・気象学 防災情報
羽鳥 剛史 はとり つよし	愛媛大学社会共創学部 准教授	土木計画学 合意形成論

順不同・敬称略

国・関係行政機関

氏 名	所 属	備 考
二宮 隆久 にのみや たかひさ	大洲市長	地元自治体
矢野 正祥 やの まさかず	大洲市 消防団長	消防機関（水防）
管家 一夫 かんげ かずお	西予市長	地元自治体
大田 信介 おおた しんすけ	西予市 消防団 野村方面隊長	消防機関（水防）
杉本 寧 すぎもと やすし	愛媛県 土木部長	河川管理者
佐々木 淑充 ささき よしみつ	国土交通省 四国地方整備局 河川部長	河川管理者

順不同・敬称略

(事務局)

国土交通省四国地方整備局 河川部
 国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所
 国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所
 国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」

取材にあたってのお願い

(取材にあたっての留意点)

- 1) 「検証等の場」を取材する方は、会議場入室前に、報道関係者受付をお願いいたします。また、会議室内では、受付時に配布する「報道」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 報道関係者は、会議場内において、次の事項を遵守してください。
 - ① あらかじめ用意された席で取材を行うこと。
 - ② 円滑な運営を図るため、ビデオ・カメラ等の撮影は、定められた範囲から行うこと。
 - ③ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、通話を行わないこと。

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」

傍聴される方へのお願い

(趣 旨)

「検証等の場」の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 「検証等の場」を傍聴される方は、会議場入室前に受付をお願いします。また、会議場内では、受付時に配布する「傍聴」と記載された名札を着用してください。
- 2) 傍聴の受付時間は、8時30分から9時00分までとします。ただし、受付は先着順とし、定員（20名程度）に達した時点で終了させていただきます。
- 3) 検証等の場の円滑な進行のため、傍聴される方は会議場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 検証等の場においては、言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。なお、検証等の場とは、委員が会議場に入室してから、退室するまでとする。
 - ② 資料の配付は行わないこと。
 - ③ 発言、私語、談論などを行わないこと。
 - ④ 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - ⑤ 検証等の場においては、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、通話は行わないこと。
 - ⑥ ①～⑤のほか、会議場の秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 上記3)に掲げる事項を遵守しない場合、退場いただくことがあります。
- 5) 以上のほか、傍聴される方は事務局職員の指示に従ってください。